

## 第二章 家庭ごみ有料化とは



## 第二章 家庭ごみ有料化とは

### 2-1 はじめに

この章では、本研究における家庭ごみ有料化の定義及び家庭ごみ有料化の動向等について記述する。

### 2-2 家庭ごみ有料化とは

本研究においては、次の3点を満たすものを家庭ごみ有料化と定義する。

- 1) 指定袋やシールを用いて、従量制で実質的な処理費用を手数料として徴収している
- 2) 条例により、家庭ごみ有料化を規定している
- 3) 下図 2-1 に示す 3 方式のうち、いずれかの方式で手数料を徴収している

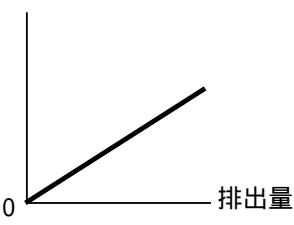
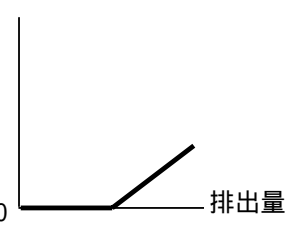
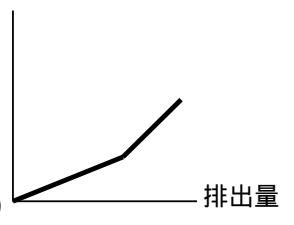
	単純方式有料制	超過量方式有料制	二段階方式有料制
料金体系図	<p>負担額・料金</p>  <p>0 排出量</p>	<p>負担額・料金</p>  <p>0 排出量</p>	<p>負担額・料金</p>  <p>0 排出量</p>
料金体系の仕組み	<p>排出量に応じて、排出者が料金を負担する方式。単位ごみ当たりの料金水準は排出量に関わらず一定である。たとえばごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用のごみ袋の枚数の関となる。(均一従量制)</p>	<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>	<p>排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)</p>
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度が単純でわかりやすい</li> <li>・ 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</li> </ul>
欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。</li> <li>・ 排出者毎の排出量を把握するための費用(例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用)が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>

図 2-1 家庭ごみ有料化の 3 方式<sup>1)</sup>

### 2-3 家庭ごみ有料化の開始時期<sup>2)</sup>

家庭ごみ有料化は、定義により開始時期が異なったものになる。本研究の定義に近いもので言えば、市が家庭ごみ収集から従量制で手数料を徴収することという定義においては、戦前の1944年に開始された名古屋市での従量制有料化が最初である。また、市が有料指定袋制で手数料を徴収することを定義とした場合では、1964～1967年に開始されたのではないかと考えられている。ただし、後者において確認されているのは1967年に開始された千葉県成田市と長崎県諫早市の事例である。後者を定義と考えた場合でも、約40年前には家庭ごみ有料化が始まっていたことになる。

### 2-4 市町村における有料化導入状況

環境省の調査<sup>3)</sup>ではごみ収集手数料について、粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している市町村数は、生活系ごみに関しては平成17年度で、1844市町村中1,031市町村(55.9%)(16年度2544市町村のうち1,274市町村(50.1%))、事業系ごみに関しては1844市町村中1,462市町村(79.3%)(16年度2544市町村のうち1,912市町村(75.2%))である(図2-2)。また、図1-1からも見られるように、ごみ収集手数料について、有料化を採用する市町村の割合は年々増加している。

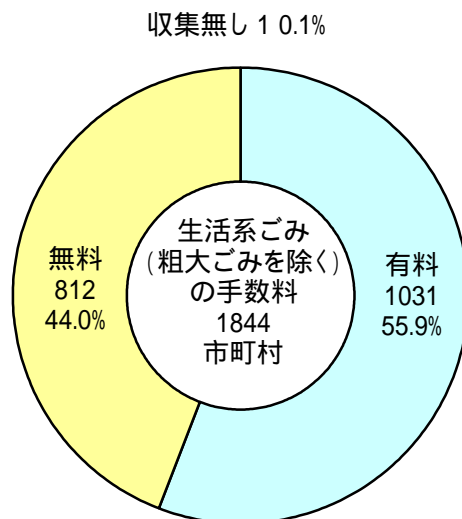


図 2-2 有料化の導入状況(平成17年度)

## 2-5 家庭ごみ有料化に期待する効果<sup>4)</sup>

### 2-5-1 発生抑制や再生利用の推進

一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブが生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

ごみの排出量の大小は、焼却施設や最終処分場など処理施設の規模や整備時期に大きな影響を与えるものであり、排出量を抑制することが出来れば、整備が必要となる施設の規模は小さく抑えられ、最終処分場の延命化を図ることも可能となる。また、焼却処分量の削減は、温室効果ガスの排出抑制に寄与する。

なお、燃やすごみや燃やさないごみと比較して、資源ごみの手数料を低額水準または無料とし、手数料の料金水準に差をもうけることで、分別の促進及び資源回収量の増加が期待される。

### 2-5-2 公平性の確保

税収のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差が付かない。また、住民登録地と実際の住居が異なるなどの理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念される。排出量に応じて手数料を徴収することで、より費用負担の公平性が確保できる。

### 2-5-3 住民の意識改革

一般廃棄物の排出に手数料を設定していない場合には、ごみの排出と費用負担の時期、及び排出量と負担額が一致していないために、排出抑制の経済的インセンティブが弱い。

有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が住民に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、住民が処理費用を意識し、ごみ排出に係る意識改革につながることを期待される。その結果、最終的には、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不要不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進などの発生抑制効果が期待される。

### 2-5-4 その他の効果

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。また、手数料収入を分別収集及びリサイクル実施に係る費用や集団回収への助成など、廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実が期待できる。

## 2-6 有料化に関する新聞記事

朝日商用検索サービス「聞蔵」を用い、朝日新聞の2007年1月から2008年1月までの家庭ごみ有料化に関する記事を「ごみ」「有料化」の2つから検索したところ、145件がヒットした。2008年1月は15件の記事があり、家庭ごみの有料化導入についてかかれたものは、山口県周南市<sup>5)</sup>をはじめとする3件であった。一方で、青森県青森市では住民等の反対により有料化導入が先送りとなったという記事<sup>6)</sup>もみられた。また、15件のうち最も多かったのが、東京都府中市<sup>7)</sup>をはじめとする、選挙に関する記事であった。選挙に関する記事は7件とほぼ半数にのぼり、有権者が家庭ごみの有料化に高い関心を持っていることもうかがえる。

## 2-7 有料化の法的根拠

家庭ごみ有料化において、市町村等での条例の制定が必要となる。条例の法的根拠として、現在環境省は地方自治法<sup>8)</sup>第227条を法的根拠としている。同法227条には「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定されている。

なお、同法227条の「特定の者に対し」という部分から「市民全員に指定袋での排出を義務付けて収集・処理するような清掃事務は、市民の中の特定のものの利益のための事務ではなく、そのものからの要求に基づき必要となった事務ではないことから、手数料を徴収し得ないことになる」<sup>9)</sup>といった反論がなされる事がある。逆に「ごみ処理は市町村の事務であり、ごみ処理を要する各住民のために行われるものであるから、特定の者のためにするものとして、手数料を取ることは可能であると思われる。」<sup>10)</sup>といった主張がなされる場合もあり、現在も議論がなされている。

## 2-8 有料化に対する住民の賛否の規定因<sup>11)</sup>

家庭ごみ有料化実施に当たっては、住民の合意形成が不可欠と考えられる。有料化導入に対する住民の賛否の規定因として、賛成には環境全体に有効であるという社会的意義の認識が大きな効果があり、反対には経済的負担感と税への意識がそれぞれ独立に影響していることが確認されている。

反対の規定因が強く作用した場合、有料化導入後の不法投棄の増加などの悪影響が懸念される。このことから、有料化導入において住民への対応が重要になると考えられる。有料化導入と住民への対応については、第五章及び第七章で述べる。

<参考文献>

- 1) 落合由起子：家庭ごみ有料化による減量化への取り組み - 全国 533 都市アンケートと自治体事例の紹介 - ,pp.13-15,ライフデザイン研究所(1996)
- 2) 山川肇：ごみ有料化の開始時期についての一考察,都市清掃,274(59),550-558 ( 2006 )
- 3) 環境省：一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成 17 年度実績）について  
< <http://www.env.go.jp/recycle/waste/ippan.html> > ,2007-04-16
- 4) 環境省廃棄物リサイクル対策部：一般廃棄物処理有料化の手引き（緊急特集 3R 対応処理システムの決定版),都市と廃棄物,37(8),40-53(2007)
- 5) 朝日新聞(山口),2008-01-16,朝刊 22 面
- 6) 朝日新聞(青森),2008-01-22,朝刊 31 面
- 7) 朝日新聞(東京),2008-01-28,朝刊 33 面
- 8) 総務省：地方自治法<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO067.html>>,2008-02-15
- 9) 熊本一規：家庭ごみの有料化は法的に問題は無いのか!?,月刊廃棄物,31(11),30-33,(2005)
- 10) 福土明：ごみ処理有料化に関する条例の考え方  
<<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/siryoukan/fukusisi%20jissenjyourei%206.htm>>,2008-02-15
- 11) 安部晃士：家庭ごみ有料化に反対する住民の意識,廃棄物学会研究発表会講演論文集,17 (分冊 1),90-91(2006)

